



宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画原案 の概要

現在のごみ処理施設である「宝塚市クリーンセンター」は、昭和63年に運転を開始したごみ焼却施設をはじめ、平成2年稼働の粗大ごみ処理施設、し尿処理施設など、すでに25年以上が経過しており、経年的な施設の老朽化、及び大規模改修等を繰り返すことによるコストの増大化、また循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応が困難になっております。

このため、新ごみ処理施設の整備に向けて検討を進め、平成27年11月には、6つの施設整備基本方針を含む「宝塚市新ごみ処理施設整備 基本構想」を策定し、これを基に今回「宝塚市新ごみ処理施設整備 基本計画原案」を取りまとめました。

取りまとめにあたっては、平成28年1月に、公募によって選ばれた市民委員、公共的団体代表者及び知識経験者で構成される「宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」を新たに設置し、同検討委員会に諮問いたしました。

同検討委員会では、新ごみ処理施設整備に関する市民アンケートを参考にしながら、新ごみ処理施設の処理方式や施設規模、環境保全基準、付帯施設、整備用地の選定条件、事業方式などについて、活発な議論をしていただきました。

施設整備の基本方針

方針1：循環型のまちづくりに寄与する施設

方針2：安全で環境保全に優れた施設

方針3：安定した稼働ができ、災害に強い施設

方針4：経済性・効率性に優れた施設

方針5：環境学習・理科学習の要となり、学べる施設

方針6：周辺の景観に調和し、市民に親しまれる施設

基本計画原案の概要



エネルギーの活用

計画条件

新ごみ処理施設の対象ごみ種、回収可能エネルギーの活用、計画処理量、計画ごみ質、施設規模について検討を行いました。

その結果、基本的には現行のごみの出し方や分け方を変えず、施設整備において適正な処理方法・処理設備を検討し、施設規模については以下のとおりとなりました。

① エネルギー回収推進施設の施設規模

・ごみ焼却設備：212t/日（106t/日×2炉）＜既存160t/日×2炉＞

・可燃性粗大ごみ処理設備：9.2t/日＜既存15t/5h＞

処理対象ごみ：燃やすごみ、可燃粗大ごみ、可燃残渣、し尿、災害廃棄物（可燃性・柱角材等破砕物）

② マテリアルリサイクル推進施設の施設規模：32.6t/5h＜既存55t/5h＞

処理対象ごみ：不燃粗大ごみ、小型不燃ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック類、紙・布（直接持込分）、小型家電製品、適正処理困難物（有害物質を含むもの・危険物）、災害廃棄物

※エネルギー回収推進施設：従来のごみ焼却施設のごとく、処理対象物を焼却処理する過程で発生する熱を回収し有効利用する施設。

※マテリアルリサイクル推進施設：従来の粗大ごみ処理施設と資源化施設やストックヤードのごとく、排出された対象物を、破碎、分解、選別等により資源物を回収し、残りの残渣を適切に処理するために可燃物、不燃物、危険物等に分別する施設。



処理方式・処理設備の計画概要

- ① エネルギー回収推進施設の処理方式は、
- ・ごみ焼却設備では、「ストーカ式焼却方式」とし、ごみを焼却するとき発生するエネルギーは高効率発電により可能な限り電力に変換します。
 - ・可燃性粗大ごみ処理設備では、破砕機の種類を豎型切断機とします。
- ② マテリアルリサイクル推進施設の処理方式は、事業方式によっては事業者提案による部分もありますが、基本的な考え方として、持ち込みで来られる市民や事業者の方は専用の受入ヤードに誘導し、安全のため、直営・委託収集車両や許可業者の車両の動線とは分離します。
- 不燃ごみの処理では、危険物などの除去作業や小型家電の回収を行い、低速及び高速回転破砕機で処理し、その破砕物を可燃・不燃・有価物に選別を行います。
 - かん・びん等の手選別処理では、選別作業に必要なスペースを確保するとともに効率を図り、資源化を進めます。
- また、処理において発生する主灰・飛灰、不燃残渣については、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）への埋立を前提とします。

環境保全目標

排ガスの公害防止基準を以下のとおり定めました。

ばいじん	0.01g/m ³ 以下	<法定基準：0.04>
塩化水素	25ppm以下	<430>
硫酸化物	15ppm以下	<350>
窒素酸化物	45ppm以下	<250>
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ 以下	<0.1>
一酸化炭素	30ppm以下（4時間平均）	<30>
水銀	30μg/m ³ 以下	<30>

事業方式

従来方式（運転委託＋直営）、長期包括的運営委託、公設民営（DBO方式）、民設民営〔PFI事業〕（BTO方式）を検討対象と決めました。

引き続き市で検討を行い、最終的な事業方式の決定は市が責任を持って行います。

整備用地の候補地選定方法及び選定条件

選定方法は「市内全地域を対象に複数段階で、絞っていく方法」とします。

選定の各ステップの位置づけについて、以下のとおりとし、各選定条件の検討を行いました。

- 一次選定：「法規制による不適地の除外」とし、河川区域、天然記念物・史跡といった法律・条例等による指定場所を除きます。
- 二次選定：「地理条件、計画上困難な要因による不適地の除外」とし、災害関連の法律・条例や既往知見・災害シミュレーションにて大きな被害が予想される場所、病院などの継続利用する建物等が立地している場所、施設運営に必要な敷地が確保できない場所を除きます。
- 三次選定：「整備用地として妥当と考えられる要因による選定」とし、環境保全性、経済性、利便性の観点から妥当な場所を選定します。

なお、検討いただいた選定条件に基づく候補地の絞り込み、及び整備用地の決定は、市が責任を持って行います。



付帯施設

付帯施設の整備にあたって重視したい項目を「クリーンセンターの役割、ごみ問題・環境問題を理解してもらう機能」、「理科学習施設としての機能」と定め、整備コンセプトを『見て・学んで・実感する』としました。

このコンセプトに沿った導入機能の考え方として、「処理の流れに沿った、イメージしやすい学習施設」「時代に合った環境学習」「見学動線と工場エリア動線の完全分離」「クリーンセンターの歴史・役割等に関する情報提供」「周辺環境との調和」を定めました。

なお、整備用地を市で決定した後、周辺住民の意向を踏まえ、環境整備（非常時における様々な利用形態の活用を含む）等を検討します。